

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五第一項第六号の規定に基づき、建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシユート、メー ルシユート、リネンシユートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物に設ける風道等の設置に関して防火上支障がない部分を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五第一項第六号の規定に基づき建設大臣が定める部分は以下のとおりとする。

- 一 接合部におけるガスケット及びたわみ継手部分その他構造上軽微な部分
- 二 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舍の各寢室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法別表第一（イ）欄（ロ）に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これ

らに類する室（以下「各居室等」といふ。）ごとに設ける換気設備（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるもので、かつ、延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部から一メートル以内の部分にあつては、硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタルで造られた外管の二層構造としたもので、次の表に掲げる寸法に適合するものに限る。）

別表

呼び径	内 管			外 管	
	外径	近似内径	最小厚さ	外径	標準厚さ
五〇	六〇	五六	一・八	七三	六・〇
	六〇	五一	四・一	七三	六・〇
六五	七六	七一	二・二	八九	六・〇
	七六	六七	四・一	八九	六・〇
七五	八九	八三	二・七	一〇二	六・〇
	八九	七七	五・五	一〇二	六・〇

100	114	107	3.1	129	6.5
	114	100	6.6	129	6.5
115	140	131	4.1	156	7.0
	140	115	7.0	156	7.0
115 (管の内部を 均等に分割する隔壁 を設けたもの。)	140		3.2	156	7.0
	140		4.5	156	7.0
	140		7.0	156	7.0